

助成活動団体の皆様

独立行政法人国立青少年教育振興機構
子どもゆめ基金部助成課

令和6年度助成金（一次募集）の交付決定通知に伴う連絡事項について

日頃より、子どもの体験活動・読書活動にご尽力いただき誠にありがとうございます。さて、標記の交付決定通知に伴う連絡事項がございますので、以下ご一読願います。

1. 令和6年度助成からの変更点について

令和6年度助成金より実績報告時に計上できる附帯事務費の額が拡大されました。助成金確定金額が20万円未満の場合は1万円、20万円以上の場合は確定金額に5.0%を乗じた額（1円未満切捨て）を実績報告時に計上が可能になります。

2. 助成金の交付額について

(1) 「助成対象経費」の算定

貴団体から提出された申請書の収支計画表に助成対象とならない経費が含まれている場合、その金額を除外し、「助成対象経費」を算定しています。

(2) 「活動規模別の限度額」の算定

貴団体から提出された申請書の活動規模が適切でない場合には、活動規模を縮小する交付条件が付されます。そのため、助成金の申請額が縮小された活動規模別の限度額を超える場合、助成金の交付額を活動規模別の限度額に算定しています。

(3) 「助成金の交付額」の算定

助成金の交付額は、上記（1）の助成対象経費又は（2）活動規模別の限度額（活動実績のない新規団体は2分の1）のいずれか低い金額に対し、一定の査定率を乗じて算定しています。この査定率は、予算の範囲内で設定していますので、ご理解をお願いします。

3. 今後の主な手続き

(1) 助成金の交付条件

- ・ 助成活動には、共通して交付条件が附されていますので、交付決定通知書を必ず確認してください。
- ・ 審査の結果により、個別の交付条件が附されている場合があります。（交付決定通知書末尾）
- ・ 申請書等を再提出するよう個別の交付条件が附されている場合、速やかに手続きをしてください。

- ・ なお、個別の交付条件として記載された事項については、今後申請書を審査する際、その改善状況を確認しますので、次回以降申請する場合はご注意ください。

(2) 経費の管理等

- ・ 助成対象とならない経費は、令和6年度の「募集案内」や「助成金交付の手引き」に基づきます。各経費の執行の際は、これらを十分確認した上で執行をお願いします。
- ・ 経費の査定を行った経費は、収支計画表内に赤字で記しています。申請書を一度修正すると査定内容を確認できなくなりますので、必ず印刷又は画面のハードコピーをお願いします。
- ・ 指導・協力者に支払う謝金について、原則、助成対象となる謝金額は、交付決定された指導・協力謝金額が上限となります。他の経費から、指導・協力謝金に費用を流用することはできません。交付決定された指導・協力謝金総額を上回る金額を支払った場合、超過分は助成対象外経費となりますので、ご注意ください。
- ・ 助成活動の経理は、他の経理と区分し、所定の収支簿により管理してください。
- ・ 経費の領収書は、支出の証明のため、実績報告時にコピーを提出（A. 助成対象経費のみ）してください。

原本の提出は不要ですが、助成活動の完了の日の属する年度の終了後5年間保管し、求められた場合のみ提出してください。

- ・ 活動資金の立替が困難な場合、助成金の交付額の6割を上限に概算払いが可能です。希望する際は早めに申請してください。振込までには最大4週間程度かかりますのでご了承ください。
- ・ 助成金の振込口座を新たに登録する場合、又は変更する場合は銀行振込依頼書も郵送で速やかに提出してください。

(3) 参加者の募集

- ・ 当基金では、参加者を“公募”することが条件となっていますので、募集のチラシやポスターを公共機関等に配布するなど、広く募集してください。広報物は事前（訂正ができる段階）に提出していただきます。提出が無い場合、助成金を交付しないことがあります。
- ・ 完成した広報物は、<https://dantai.pr.yume.niye.go.jp/>にログインして掲載してください。
※掲載手順は、サイト内のマニュアル参照
※ログインには、メールアドレスの登録が必要です。IDは別途（団体メールアドレス宛に送付）お知らせいたします。

(4) 助成活動月別フォトボードの使用について

- ・ 子どもゆめ基金ホームページよりダウンロードしてご使用ください。
- ・ 助成活動中は、可能な限りフォトボードを掲示し、参加者へ子どもゆめ基金助成活動である旨を周知するよう努めてください。
- ・ なお、集合写真を撮る際は、必ずこのフォトボードが写るように撮影してください。

(5) 写真撮影・写真の取扱いについて

- ・ 参加者の肖像権へ配慮するため、参加者募集時に、写真撮影や広報・報告書への写真の使用について必ず許諾を取ってください。

- ・ なお、申し込み制の活動においては、申込み時または受付時に「許諾書」を取り、団体で保管してください。

(6) その他

- ・ この事務連絡は、概略のみお知らせしています。**詳細は、「令和6年度助成金交付の手引き」を必ず確認**し、不明な点は当課へご相談ください。
- ・ メールで相談される際は、メールの件名に整理番号（「24」から始まる7ケタの番号）を明記し、メールの本文に団体名と連絡担当者の氏名を明記してください。整理番号は、交付決定通知書に記載されています。

【参考】令和6年度助成金交付の手引き等のURL

https://yumekikin.niye.go.jp/files/items/5937/File/R6Guidance_ALL.pdf